

草津市パートナーシップ宣誓制度について

1. 制度検討の主旨・背景

本市では、草津市人権擁護に関する条例に基づき、あらゆる差別をなくし、すべての人が互いに人権を尊重し合い、あたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちの実現を目指し、様々な人権課題に対して取組を進めている。

近年、性的マイノリティについての認知は広がりつつあるが、依然として社会の理解は進んでおらず、性的マイノリティの方は偏見や差別等、社会生活においても様々な困難を抱えがちな現状がある。

また、日本各地で同性婚裁判が行われているなど、性的マイノリティを取り巻く社会情勢が変化している中、理解増進法が施行され、全国の自治体においても制度導入の動きが増し、既に同制度の人口カバー率が7割を超えるという調査結果もある。滋賀県内においても、既に彦根市と米原市が導入し、7月から近江八幡市が導入の予定の中、県においても現在、調査検討が進められているところである。

本市においても、当事者等からの問い合わせ、市議会での質問、職場や学校等での講演会の開催など、多様性が尊重される社会づくりの機運が高まっている。

以上のような社会全体の関心の高まり等の状況を鑑み、本市においても、性的マイノリティの方について、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく安心して暮らしていける地域づくり、多様性が尊重される社会づくりを進めていくために、その取組の一つとして、「草津市パートナーシップ宣誓制度」を検討する。

2. 導入時期

未定

3. 策定にあたっての視点（制度の概要等）

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーシップである旨の宣誓をし、市が宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付する制度である。

この受領証等は、提示等により法律上の効果（相続、税金の控除等）が生じるものではないが、この制度を通して、①市民のみなさまの性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、②誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものである。

なお、ファミリーシップ制度や連携協定についても、他自治体等の動向等を鑑み、審議会の意見を聴きながら検討していく。

4. 制度検討に向けた体制等

制度検討にあたっては、草津市人権擁護推進本部および市長の附属機関である草津市人権擁護審議会において、制度内容の審議を行う。

5. 市民参加の手法

制度検討にあたっては、市民ニーズや課題の発見のために、公募委員を含めた草津市人権擁護審議会での検討のうえ、パブリックコメントを実施する。

6. スケジュール

令和5年	7～8月	人権擁護審議会に制度説明および諮問
	10月	人権擁護推進本部会議（中間協議およびパブコメ実施）
	11月	人権擁護審議会から答申
	12月	パブリックコメント開始
令和6年	1月	パブリックコメント終了
	1月	人権擁護推進本部会議（パブコメ結果）